

坂出市

2024
4月1日
START

パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

坂出市では、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざす取組の一つとして「坂出市パートナーシップ宣誓制度」を令和4年6月1日に導入しました。このたび、パートナーのお二人だけでなく、多様な家族のあり方を支援する目的で、ファミリーシップの枠を拡充し、令和6年4月1日より「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

宣誓されたかたに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」を交付します!

■ 証明書 (A4 サイズ)

様式第2号 (第7条関係) 第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

宣誓日 年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

年 月 日生 年 月 日生

【ファミリーシップ対象者】

年 月 日生 年 月 日生

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップおよびファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。

年 月 日

坂出市長 印

■ 証明カード (カードサイズ)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

坂出市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証明します。

第 号 宣誓日 年 月 日

パートナーシップ宣誓者

様 様

年 月 日生 年 月 日生

年 月 日 坂出市長 印

～宣誓を希望されるかたへ～

宣誓を希望される日の7日前までに電話またはメールで予約が必要です。

日常生活で使用している通称名を証明書等に記載することも可能です。

～市民・事業者の皆さまへのごお願い～

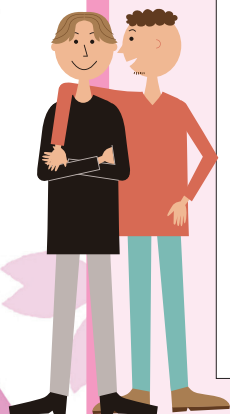
本制度の対象となるかたは、「家族なら利用できる会社の福利厚生が使えない」「パートナーが病気等で入院したときに家族として扱いを受けることができない」など、生きていくうえでさまざまな困難に直面しています。

本制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除)が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーシップ・ファミリーシップの関係を尊重し、坂出市として応援するものです。

この趣旨を十分にご理解いただき、だれもが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に向けて、ご協力をお願いします。



坂出市



パートナーシップ宣誓の 対象となる人

- 成年に達している人
- 坂出市民であること(転入予定者を含む)
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと
※ 養子縁組を除く



手続き方法や必要書類など、
詳細は市HPを見てね♪

ファミリーシップの 対象となる人

- パートナーシップにある者の子、親または3親等内親族であること
- パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップの関係にないこと
- ファミリーシップに同意(15歳未満の場合は親権者の自署による同意)していること
- 未成年の場合はパートナーシップにある者の一方または双方と生計が同一であること

証明書等交付までの流れ

① 事前予約



宣誓希望日の7日前(土日祝、年末年始を除く)までに必ず電話またはメールで予約してください。

受付時間

平日8時30分～17時15分

② 宣誓



予約した日時に、お越しいただき、必要書類を提出してください。
本人確認および宣誓要件の確認を行います。

③ 証明書等の交付



要件を満たしていることが確認でき、書類の不備等がなければ証明書等を原則即日交付します。
※確認後、交付までのお時間を1時間程度いただくようになります。

予約・お問い合わせ先

坂出市市民生活部人権課
坂出市室町二丁目3番5号

電話：0877-44-5008

E-mail：jinken@city.sakaide.lg.jp

詳細は市ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/jinken/partnership.html>

坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

